

別表 2

1. 食品 1 粒重量が 0.1g 以下及び粉末状食品の場合

(1) 袋づめで内容量がおおむね 20kg 以上のもの

ロットの大きさ Bag 数 (N)	サンプル抽出のため の Bag 数 (n)	採取量 (kg)	検体数*
≤ 280	3 2		
281 ~ 500	5 0	1kg [1kg × 1]	1
501 ~ 1,200	8 0		
1,201 ~ 3,200	1 3 0 [6 5 × 2]	2kg [1kg × 2]	2
≥ 3,201	2 1 0 [7 0 × 3]	3kg [1kg × 3]	3

*複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(2) 缶入り又はカートン入りで内容量 4.5kg 以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採取量 (kg)	検体数*
≤ 50	2	1kg [0.5kg × 2]	1
51 ~ 500	4 [2 × 2]	2kg [(0.5kg × 2) × 2]	2
≥ 501	6 [2 × 3]	3kg [(0.5kg × 2) × 3]	3

*複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(3) 小型容器包装に入れられたもの (1 又は 2 以外のもの)

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採取量	検体数*
≤ 50	2 [2 × 1]		
51 ~ 500	3 [3 × 1]		
501 ~ 3,200	6 [3 × 2]		
≥ 3,201	9 [3 × 3]	1 サンプルの最小採取単位は 150g とし、150g 未満のものにあっては必要量をあつめてこれを 1 サンプルとする。	1 2 3

*複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

2. 食品1粒重量が0.1gを超える場合

(1) 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ Bag数(N)	サンプル抽出のため のBag数(n)	採取量 (kg)	検体数*
\leq 280	32		
281 ~ 500	50		
501 ~ 1,200	80		
1,201 ~ 3,200	130 [65×2]	5kg [5kg×1] 10kg [5kg×2]	1 2
\geq 3,201	210 [70×3]	15kg [5kg×3]	3

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(2) 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数(N)	サンプルの大きさ (n)	採取量 (kg)	検体数*
\leq 50	2	5kg [2.5kg×2]	1
51 ~ 500	4 [2×2]	10kg [(2.5kg×2)×2]	2
\geq 501	6 [2×3]	15kg [(2.5kg×2)×3]	3

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(3) 小型容器包装に入れられたもの(1又は2以外のもの)

ロットの大きさ 缶又はカートン数(N)	サンプルの大きさ (n)	採取量	検体数*
\leq 50	2 [2×1]		
51 ~ 500	3 [3×1]		
501 ~ 3,200	6 [3×2]		
\geq 3,201	9 [3×3]	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1 2 3

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。